

審議事項

地区計画区域内における下水道整備の捉え方について

鵜沼宿駅周辺地区、芋ヶ瀬駅周辺地区、各務地区の下水道事業（区域の一部）

○市街化調整区域に存在する既存集落における下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする都市計画事業である。

○本地区計画区域は、市街化区域における住居系の地区計画制度を活用することにより、一定規模の開発及び建築、住居系の土地利用を可能とする区域であり、下水道事業がもたらす利益を受益できる。

考え方A

考え方B

- 各務原市の下水道整備は、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、公共用水域の水質を保全するため、市街化区域内外に関わらず、投資効果の高い地区や公衆衛生上必要な地区を選定・計画し、整備を進めてきているものである。
- 平成28年度に策定した効率的汚水処理整備計画により、下水道整備が他の汚水処理方式よりも効率的と判断される地区を選定し、下水道事業の最適化を図っている。
- 本地区計画区域内の下水道整備計画区域についても、投資効果の高さ、公衆衛生上の必要性から、地区計画区域の構想以前に選定・計画されたものであり、本地区計画区域の良好な住環境を形成するために新たに実施するものではない。
- 本地区計画区域と下水道整備計画区域とが重ならない区域について、下水道整備区域を拡大する予定もない。

➤本地区計画区域においては一部ではあるものの都市計画事業（ほぼ下水道事業のみ）が実施又は計画されている。計画区域については、土地の規制緩和が行われるとともに、その実施時期は相当程度先ではあるものの当該都市計画事業の受益を受けることができるため、「特別の事情」に該当すると考える

➤上述のように進められている各務原市の下水道整備事業は本地区計画区域の良好な住環境を形成するために個別に実施される都市計画事業とは言えないと考える。

都市計画税を課税すべき
（ただし、下水道整備区域に限る）

都市計画税を課税すべきとまでは言えない。